



住民票の写し等の不正取得を防止するために 本人通知制度をご利用ください

本人通知制度とは？

さいたま市に住民登録や本籍がある方が事前に登録することにより、その方に係る本籍を記載した住民票の写し等を代理人及び第三者に交付したとき、その事実を本人にお知らせする制度です。交付の事実を本人が知ることにより、不正取得の早期発見が期待されます。また、本人通知制度が周知されることで、委任状偽造防止や不必要な身元調査等の抑止につながります。

【登録できる方】

申込日現在、さいたま市に住民登録（消除された住民票を含む）されている方
申込日現在、さいたま市に本籍（除かれた戸籍を含む）がある方

【受付窓口と取扱時間】

住民登録地又は本籍地の区役所の区民課 ※支所・市民の窓口では受付できません。
月曜日～金曜日（祝休日・年末年始を除く）、休日窓口の開設日（原則、毎月最終日曜日）
午前8時30分～午後5時15分
※郵送又は電子申請による申請も可能ですが、詳細は下記問い合わせ先にご確認ください。

【手続きに必要なもの】

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
※代理人の場合は、委任状及び代理人の本人確認書類
法定代理人の場合は、戸籍謄本又は後見登記事項証明書等資格を証するもの及び
代理人の本人確認書類

【通知の対象となる証明書】

本籍を記載した住民票の写し・本籍を記載した住民票記載事項証明書・
本籍を記載した戸籍の附票の写し・戸籍謄本及び抄本・戸籍記載事項証明書

【通知する内容】

証明書の交付年月日・交付した証明書の種別（住民票の写し、戸籍謄本等）・
交付通数・交付請求者の種別（代理人、第三者の別）

【問い合わせ先】

西山区民課	048-620-2634 (FAX)620-2768	北区区民課	048-669-6034 (FAX)662-8950
大宮山区民課	048-646-3034 (FAX)640-1100	見沼山区民課	048-681-6034 (FAX)681-6160
中央区区民課	048-840-6034 (FAX)854-3462	桜山区民課	048-856-6144 (FAX)856-6271
浦和山区民課	048-829-6069 (FAX)829-6234	南区区民課	048-844-7144 (FAX)844-7278
緑山区民課	048-712-1144 (FAX)712-1271	岩槻山区民課	048-790-0136 (FAX)790-1102
区政推進部	048-829-1833 (FAX)829-1992		

【裏面につづく】

本人通知制度（よくある質問）

Q 登録をすると住民票の写し等を知らない人に取られないようにできるのですか？

A 住民基本台帳法又は戸籍法において、第三者が住民票の写し・戸籍謄（抄）本等（以下「証明書」という）を請求することができる場合が定められています。また、本人からの委任状で委任されている代理人も請求することができます。

このため、本人以外に証明書を全く交付しないという制限を設けることはできません。また、第三者から登録者に関する証明書の請求があった場合に、交付の可否を登録者に確認する制度でもありません。

Q 証明書を第三者が取得できるのはどのような場合ですか？

A 住民基本台帳法又は戸籍法において、第三者が契約等に基づく「権利の行使」や「義務の履行」のため、証明書を請求することを認めています。

【住民基本台帳法第12条の3第1項の正当な理由にあたるものの例】

- ・債権者（金融機関、不動産賃貸事業者等）が債権回収のために債務者本人の住民票の写しを取得する場合
- ・生命保険会社、企業年金等が満期となった生命保険金、年金等の支払いのために契約者、年金受給者等の住民票の写しを取得する場合

【戸籍法第10条の2第1項の正当な理由にあたるものの例】

- ・債権者（金融機関、不動産賃貸事業者等）による死亡債務者の相続人特定
- ・生命保険会社による保険金受取人である法定相続人の特定

※上記のような第三者による請求は、請求時に使い道を裏付ける資料を提示していただき、審査した上で交付の可否を決めています。

※本人から委任状で委任されている方は、第三者ではなく代理人となります。代理人からの請求の場合も通知の対象となります。

Q 八業士とはどのような業種の方ですか？

A 八業士は、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士の8業種のことを言います。この八業士は、受任している業務を遂行する目的で証明書を取得することができます。

Q 登録者を含まない証明書が交付された場合、通知はどのようにになりますか？

A 登録者本人が含まれない場合、通知の対象にはなりません。

《例》Aさん（登録済）、Bさん（登録済）、Cさん（未登録）の3人世帯の場合で、Cさんのみ記載の住民票（本籍記載）が交付された場合。

Q 登録していても通知がされない場合があると聞きました。どのような場合ですか？

A 国、自治体などが業務上必要なものとして請求する（公用請求）場合や、登録者を訴えの相手方とする訴訟の準備として弁護士からの請求があった場合などです。なお、登録者からの委任状により代理人として請求があった場合は必ず通知します。

Q 登録から通知までの流れはどのようになりますか？

A 通知までの流れは次のとおりです。

- ① 住民登録地又は本籍地の区役所区民課で登録の手続き
- ② 通知対象となる証明書（登録者が記載されたもの）を本人の代理人又は第三者が請求
- ③ 請求書等を審査の上で、証明書を交付
- ④ 前記QAにあるような通知対象外ではないことを確認した上、登録者あてに通知を送付

【イメージ】



Q 通知後に誰に対して交付したか知ることはできるのですか？

A 「保有個人情報開示請求」という手続きにより、交付請求書や申請時の添付資料を確認することができます。ただし、請求者の情報も個人情報保護の対象となるため、個人情報の保護に関する法律の規定により開示される情報が制限されることがあります。

Q 郵送又は電子申請で登録申請はできますか？

A 郵送又は電子申請での申請も受け付けます。

※さいたま市本人通知制度事前登録申込書は各区役所区民課で配付しています。また、さいたま市のホームページからダウンロードもできます。

電子申請は、ホームページをご参照ください。

Q 郵送又は電子申請で登録申請をした場合、いつの交付分から通知がされますか？

A 郵送申請又は電子申請が各区に届いた後、受理をした日の翌開庁日の交付分から通知されます。

ほとんどの場合「届いた日＝受理日」となりますが、申請内容、添付資料等に不備があり受理ができなかったときは、資料が正しい受理できた日の翌開庁日の交付分から通知されます。

詳しくはこちらをご覧ください。

ホームページ URL :

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/001/006/p010977.html>

